

菊池市獣害防止対策事業 (電気牧柵補助)を新設します



菊池市内で、イノシシなど野生動物による農林作物被害を防止するため、生産者に対し電気牧柵設置費用の一部を補助し、農林業生産の安定化を図ることを目的としています。

交付対象者 菊池市在住者で、イノシシなど野生動物による農林作物への被害が顕著である農地・林地の所有者および耕作者。

補助対象経費 補助対象経費は、電気牧柵を新設するために要する経費とし、電気牧柵器本体、外柵用部材（支柱、絶縁ガイシ、柵線）および周辺部材（検電器、巻取器）の資材費とします。

補助金の額

○個人の場合・・・事業費の1/3以内

○団体の場合・・・事業費の1/2以内

個人・団体ともに1申請箇所あたり5万円を限度とし、千円未満切捨てとします。

問い合わせ先 農林振興課林政係

豪雨などで災害が発生した場合、国や市の補助事業で復旧することがあります。

①国庫災害復旧事業
農地（田畑）および農業用施設（農道や水路など）のうち事業費が40万円以上のものが対象で、地元（受益者）負担があります。

基本負担率
・農地の場合
地元負担40%、国庫補助50%、市補助10%
・農業用施設の場合
地元負担20%、国庫補助65%、市補助15%
②菊池市小災害復旧事業
国庫災害の対象とならない箇

菊池市型家畜放牧モデル事業を実施します

菊池市内で、家畜農家の飼料高騰、里山付近でみられる耕作放棄地問題などの対策として、放牧に取り組もうとする家畜農家に対し、未利用地の活用、労働力の省力化、規模拡大の促進を目的に交付します。

交付対象者

菊池市在住で畜産業を営む者で、放牧予定地は菊池市管内とします。

補助金の額・対象経費 放牧を行うために要する経費とし、50万円を限度とし、予算の範囲内で交付します。

問い合わせ先 農林振興課畜産係

農地・農業用施設の 災害復旧助成事業を利用できます



平成20年発生農地災害

所について、事業費の一部を補助します。

・農地（田畑）の場合

一箇所の工事費が5万円以上10万円以下のもので、3分の1の額を補助

・農業用施設（農道や水路など）

地域づくりを推進する 団体・行政区などへの 補助金制度があります

**申請は
7月31日(金)
までに！**

平成21年度菊池市地域づくり推進補助金

市民の皆さんが「自ら考え自ら実践する」地域づくりに対して、経費の一部を補助し、菊池市が進める「豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちづくり」の実現を図ります。

問い合わせ先
企画振興課企画振興係
各総合支所総務振興課

①地域づくり施設整備事業

○地域の自然や生活環境の保全および改善

○地域住民の防災や安全を確保

○地域の優れた風景の保存および整備

例えば・・・

掲示板などの設置、「コミュニティ公園」の整備、景観整備など

補助率・限度額

対象となる経費の3分の2以内で、40万円を上限

補助の対象となる経費

需用費（消耗品費・印刷製本費）、使用料および賃借料、工事費、原材料費、備品購入費ほか

②地域づくり活動事業

○地域の自然・生活環境の保全・整備

○地域の防災・安全

○地域住民の融和・健康・福祉を

増進

例えば・・・

里山整備活動、防災訓練、地域の祭り・軽スポーツ大会など

補助率・限度額

対象となる経費の3分の2以内で、20万円を上限

補助の対象となる経費

報償費（講師謝金など）、需用費（消耗品費・印刷製本費）、使用料および賃借料、原材料費、備品購入費ほか

③人材育成事業

○国・県などが実施する事業への参加

○体験学習や地域活動の実践

○先進地の活動視察研修

例えば・・・
地域づくり講習会への参加、先進地研修など

補助率・限度額

対象となる経費の3分の2以内で、10万円を上限

補助の対象となる経費

受講料、参加費、宿泊費、交通費ほか

補助の対象となる団体

①各行政区およびこれに準ずる団体、またはその集合体

②地域づくりを目的として活動するNPO法人およびこれに準ずる10人以上の団体

※ただし、②の団体は、規約などで地域づくりまたはそれに準ずる目的が明記されている団体とします。

申請方法

7月31日（金）までに補助金申請書および関係書類を添えて、企画振興課または、各総合支所総務振興課まで提出してください。

その他

国、県または他の補助事業に該当し、その助成を受けた場合は、この補助金は交付しません。また、菊池市の他の補助事業の対象となる事業の場合も、同様です。

地域づくり活動事業のイベントなどの同一事業は、補助期間が3年となりますので、ご注意ください。

平成22年度から補助率が、対象となる経費の2分の1以内になります。

生ごみ処理機等の購入 に補助金を交付します

菊池市では、ごみの減量化の一環として生ごみ処理機などを購入する市民に対し、予算の範囲内で補助金を交付する制度があります。

補助対象 生ごみを堆肥として再生処理する容器および電動式生ごみ処理機であって、耐久性に優れているもの

対象者 菊池市に居住し、処理機などを購入しようとする市民

補助率と補助限度額
1世帯処理機など1機につき購入価格の3分の1以内。ただし電動式の場合20,000円、その他は3,000円を限度とします。また、補助の金額は100円単位とし、100円未満の端数は切り捨てます。

提出書類

- ・交付要綱に定められた申請書および請求書
- ・購入者および購入価格が確認できる書類（領収書など）
- ※レシートは不可
- ・処理機のパフォーマンスが確認できるカタログなど
- ・申請者の前年度の税の未納がない証明書（市民課または各総合支所民生課発行のもの）

問い合わせ・申込先
環境課、各総合支所民生課

自宅裏山などで災害が 発生したら補助事業で 復旧ができます

豪雨などで自宅裏山などの崖崩れ（災害）が発生した場合、県・市の補助事業で復旧することがあります。ただし、次の①・②・③の要件をすべて満たすことが必要です。

「単県治山事業」採択要件

- ①公共施設（老人福祉施設などを含む）、人家2戸以上、農業用排水施設および農地で2ha以上のいずれかが保全対象であること。
- ②事業費100万円以上であること。
- ③事業費に対し20%の受益者負担金を納めること。

単県治山事業で復旧を希望される場合は、各区長さんの取りまとめになりますので、災害発生後3日以内に災害箇所の属する区長さんへ連絡してください。

その後、現地確認などをして、負担金の支払いに対する同意書など必要書類を提出していただきます。

なお、区長さんへの連絡は、次の事項について報告をお願いします。

被災箇所、保全対象（公共施設・人家・用排水施設・農地）、

作業路・作業道開設に対する補助を実施します

菊池市内の民有林において森林整備を促進し、林業経営の改善を図る作業路・作業道を開設することを目的として補助を実施します。

補助対象経費と交付額

補助対象経費は、作業路・作業道の開設に要する経費とし、交付額は次のとおりです。

- ・作業路 幅員2.0メートル程度で林内運搬車の使用が可能な道は1メートルにつき500円
- ・作業道 幅員3.0メートル程度でトラックでの間伐材などの搬出が可能な道は1メートルにつき1,500円とする。（路面に敷砂利などを行い雨天時の使用も可能であること）

交付対象者

菊池市在住で2人以上の森林所有者が組織する受益団体

問い合わせ先

農林振興課林政係



被災規模（延長・高さ・幅など）、地権者名、電話番号

問い合わせ先

農林整備課農林工務係